

公的年金からの引き落とし(特別徴収)に関するよくあるお問い合わせ

Q 年金を受けている全員が特別徴収の対象者ですか？

A 年金を受けている、4月1日現在年齢65歳以上の方で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務のある方が対象です。

※ただし、介護保険料が年金から引き落としされていない方、引き落としされる税額が年金額を超える方は対象となりません。

Q 年金からの引き落とし(特別徴収)を、自分で納付する方法に変更できますか？

A 法律で規定されたものであり、本人の意思で特別徴収の可否を選択することはできません。

Q 年金からの引き落とし(特別徴収)が途中で中止されることはありますか？

A 市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などがあると、年金からの引き落とし(特別徴収)が中止となる場合があります。

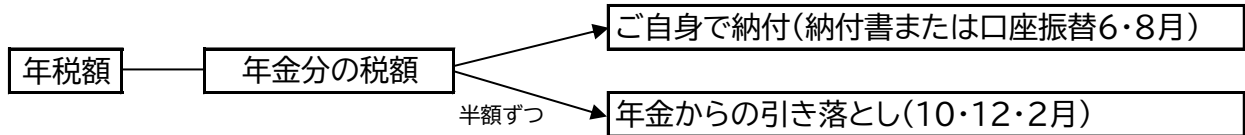
※中止となった場合は、残りの税額は普通徴収(納付書又は口座振替で納める方法)により納めていただきます。

Q 前年度は最初から年金から引き落としされていたのに、今年度は納付書が送られてきました。これはどうしてですか？

A 前年度の途中で、年金からの引き落とし(特別徴収)が中止となった方で、今年度、年金からの引き落とし(特別徴収)が再開される場合は、10月の年金支給分からとなります。このため、年税額の半分については、お送りした納付書(6月・8月)で納付していただくことになります。

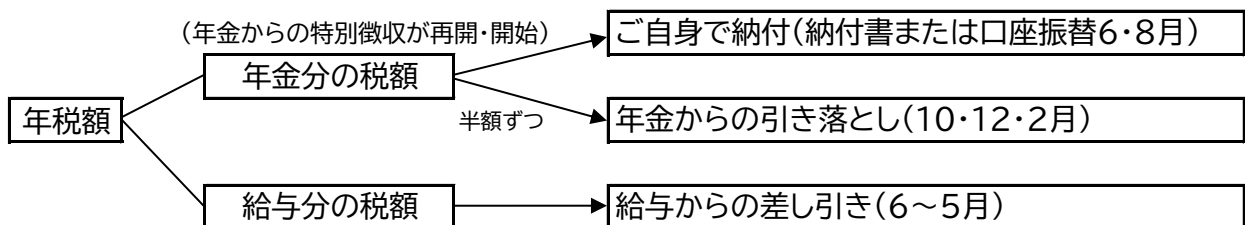
※年金からの引き落とし初年度の方についても10月から開始となります。

(年金からの特別徴収が再開・開始される場合)



Q 年金のほかに給与収入もあり、これまで市民税・県民税全額を給与から差引きされていましたが、それは変わりませんか。

A 法律の規定により、年金所得に係る市民税・県民税を、給与から特別徴収することはできません。年税額を年金所得にかかる分と年金所得以外にかかる分に分け、それぞれ特別徴収で納めていただくことになります。また、年金からの引き落とし(特別徴収)が10月から再開・開始される場合、年金に係る税額の半分については納付書または口座振替により納めていただくことになります。



※年金からの引き落とし(特別徴収)は、納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありません。

■お問い合わせ: 鶴岡市役所課税課市民税係 ☎0235-35-1163(直通)